

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県県土マネジメント部まちづくり推進局建築安全推進課において閲覧できます。

令和元年八月九日

奈良県知事 荒井正吾

一 許可番号

平成三十一年二月十八日奈良県指令建第一〇二―一三七号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 令和元年八月二日建第九四六五号
公共施設に関する工事の検査済証 令和元年八月二日建第五四一二号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

橿原市四条町七七〇番一、七七〇番三、七七〇番四、七七〇番五、七七〇番六、七七〇番七、七七〇番八、七七〇番九、七七〇番一〇、七七〇番一一、七七〇番一二及び七七〇番一三

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

桜井市大字三輪七二番地の三
株式会社日生ハウジング 代表取締役 荒木正義

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 橿原市四条町七七〇番一及び七七〇番九
下水道 橿原市四条町七七〇番一の一部
水路 橿原市四条町七七〇番四